

令和5年7月18日  
総務部人事課

## 職員の懲戒処分について

品川区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 【準強制わいせつ】

##### 1 発生日月

令和5年4月22日（土）

##### 2 被処分者

所属：総務部

役職：副参事

年齢：42歳

##### 3 処分内容

停職6月

##### 4 処分年月日

令和5年7月18日（火）

##### 5 処分に係る事案の内容

被処分者は、4月22日午前5時頃、自宅近くのバーにおいて、店内で酔って寝ていた面識のない女性の体を触るといったわいせつ行為を行った。その際、当該女性から行為を咎められたものの、それに真摯に対応せず、店から立ち去った。

なお、被処分者は、5月15日に警察署に自首し、在宅事件として捜査が行われた後、6月13日付で検察官送致（書類送検）されている。

##### 6 その他

同日付で、分限処分（係長級への降任）もあわせて行った。

#### 【森澤恭子区長のコメント】

本区の幹部職員がこのような不祥事を起こしたことについて、被害に遭われた女性に心からお詫びするとともに、区への信頼を著しく損なうこととなり、区民の皆様にもお詫び申し上げます。

このような不祥事が二度と起こらぬよう、職員の綱紀粛正と服務規律の保持の徹底を図ってまいります。